

第5章 総合評価

本生活環境影響調査において、対象とした調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」の計4項目である。

各調査事項の現況調査、予測、環境保全のための措置、影響の分析の概要は次頁に示すとおりである。本事業の実施による周辺環境への影響を予測した結果、施設の稼働は周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考えられる。

なお、本事業の実施にあたっては、生活環境の保全に最大限配慮し、慎重に進めるものとする。

調査事項	現況	予測
大気質	<p>石名坂環境事業所及びその周辺地域の5地点、廃棄物運搬車両の走行するルート上の2地点の計7地点で調査を実施した。</p> <p>調査の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、いずれの項目も環境基準値を下回っていた。また、塩化水素、水銀についても目標値もしくは指針値を下回っていた。</p>	<p>煙突排ガスの排出</p> <p>最大着地濃度出現地点の年平均濃度は、二酸化硫黄0.001ppm、二酸化窒素0.010ppm、浮遊粒子状物質0.015mg/m³、ダイオキシン類0.0077pg-TEQ/m³、水銀0.0023μg/m³と予測された。また、日平均濃度は二酸化硫黄0.002ppm、二酸化窒素0.031ppm、浮遊粒子状物質0.037mg/m³と予測された。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>二酸化窒素は、0.032ppm以下（日平均値）、浮遊粒子状物質は0.039mg/m³以下（日平均値）と予測された。</p>
騒音	<p>環境騒音について、「S-4 石名坂第二公園」では、すべての時間区分で環境基準を満足していた。工場騒音について、「S-2 石名坂環境事業所」では、朝及び夜間の時間区分で騒音規制法に基づく規制基準を超過しており、「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」では、すべての時間区分で規制基準を超過していた。主な騒音源は、ともに前面道路の車両走行音であった。なお、令和4年度に別途実施した敷地境界における騒音測定結果（車両走行音を除いた）によれば、昼間で44～47dBの範囲となっており、規制基準を満足していた。</p> <p>道路交通騒音について、「S-2 石名坂環境事業所」では、いずれの時間区分においても環境基準及び騒音規制法に基づく要請限度を満足していた。「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」、「S-5 市立茅山公園前交差点付近」では、いずれの時間区分においても環境基準を超過していたが、要請限度は満足していた。主な騒音源は、ともに前面道路の車両走行音であった。</p>	<p>施設の稼働</p> <p>騒音レベルについて、敷地境界（北東側）では、朝（6～8時）75dB、昼間（8～18時）74dB、夕（18～23時）71dB、夜間（23～翌6時）69dBと予測され、敷地境界（北西側）では、朝（6～8時）61dB、昼間（8～18時）65dB、夕（18～23時）59dB、夜間（23～翌6時）53dBと予測された。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>騒音レベル（昼間平均）は、S-2 石名坂環境事業所で61.1dB、S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）で68.7dB、S-5 市立茅山公園前交差点付近で67.6dBと予測され、騒音レベルの増加は、それぞれ2.2dB、0.3dB、0.4dBと予測された。</p>
振動	<p>振動について、騒音と同地点で調査を実施した。「S-4 石名坂第二公園」では、いずれの時間区分においても測定下限値（30dB）未満であった。工場振動について、「S-2 石名坂環境事業所」及び「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」では、いずれの時間区分においても振動規制法に基づく規制基準を満足していた。</p> <p>道路交通振動について、「S-2 石名坂環境事業所」、「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」、「S-5 市立茅山公園前交差点付近」における調査結果と、振動規制法に基づく要請限度（第2種区域）と比較すると、3地点ともに、いずれの時間区分においてもこれを満足していた。</p>	<p>施設の稼働</p> <p>振動レベルについて、敷地境界（北東側）では、昼間（8～19時）54dB、夜間（19～翌8時）54dBと予測され、敷地境界（北西側）では、昼間（8～19時）51dB、夜間（19～翌8時）51dBと予測された。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>振動レベル（昼間平均）は、S-2 石名坂環境事業所で43dB、S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）で38dB、S-5 市立茅山公園前交差点付近で46dBと予測され、振動レベルの増加は、それぞれ3dB、0dB、0dBと予測された。</p>
悪臭	<p>石名坂環境事業所の2地点（風上・風下）及びその周辺地域の4地点で調査を実施した。石名坂環境事業所の北側（風下）では、試料採取時にごくわずかに臭気が感じられたが、風上・風下の両地点ともに敷地境界における規制基準を満足していた。また、周辺地域「A-3 鶴沼小学校」、「A-4 羽鳥小学校」、「A-5 善行市民センター」、「A-6 教育文化センター」の4地点では、試料採取時に臭気は感じられず、全ての地点において規制基準を満足していた。</p>	<p>煙突排ガスの排出</p> <p>煙突排ガスによる影響について予測した結果、最大着地臭気濃度は風下660m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。</p> <p>施設からの悪臭の漏洩</p> <p>環境保全措置の実施により、石名坂環境事業場周辺の住民に対し、施設から漏洩する悪臭の影響はないものと予測した。</p>

環境保全措置	影響の分析
<p>煙突排ガスの排出</p> <p>大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の基準値を設定し、その基準値を遵守する。また、排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行う。</p>	<p>煙突排ガスの排出</p> <p>予測の結果は、環境保全目標(二酸化硫黄:日平均値0.04ppm以下、二酸化窒素:日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値0.10mg/m³以下、ダイオキシン類:年平均値0.6pg-TEQ/m³以下及び水銀:年平均値0.04μg/m³以下)を下回った。</p>
<p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定する。</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>予測の結果は、環境保全目標(二酸化窒素:日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値0.10mg/m³以下)を下回った。</p>
<p>施設の稼働</p> <p>騒音発生機器等は屋内に設置し、騒音の屋外への伝搬を抑制するとともに、騒音が発生しやすい設備は、騒音の少ない機種を選定し、適切な防音対策を行うなどにより施設稼働の騒音による影響を低減させる。</p>	<p>施設の稼働</p> <p>予測の結果は、敷地境界(北東側)、敷地境界(北西側)では、ともにすべての時間区分で環境保全目標を上回っていた。計画施設からの寄与騒音レベルは31dBまたは30dB未満と小さく、現況騒音レベルが高い数値を示していることが要因であり、その主な騒音源は、周辺道路を走行している車両の騒音である。稼働時の騒音レベルは現況騒音レベルと変化はなく、施設の稼働は周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考ええる。</p>
<p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を低減させる。</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>予測の結果は、S-2 石名坂環境事業所では環境保全目標(65dB)を下回っている。また、S-3 石名坂環境事業所(沿道東側)及びS-5 市立茅山公園前交差点付近では環境保全目標を上回っているが、騒音レベルの増加量は、それぞれ0.3dB、0.4dBと小さく、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考ええる。</p>
<p>施設の稼働</p> <p>振動が発生しやすい設備は、振動の少ない機種を選定し、適切な防振対策を行うなどにより、施設稼働の振動による影響を低減させる。</p>	<p>施設の稼働</p> <p>予測の結果は、全地点でいずれの時間区分においても環境保全目標(昼間:60dB以下、夜間:55dB以下)を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルと考える。</p>
<p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を低減させる。</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行</p> <p>予測の結果は、全地点で環境保全目標(70dB, 65dB)を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルと考える。</p>
<p>煙突排ガスの排出</p> <p>ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。</p>	<p>煙突排ガスの排出</p> <p>予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても最大着地濃度地点で臭気指数は10未満と予測される。また、左記に示した措置により煙突排ガスによる悪臭の影響は低減されることから、環境保全目標(最大着地地点において、臭気指数:10以下)を達成するものと考ええる。</p>
<p>施設からの悪臭の漏洩</p> <p>計画施設のプラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置し、臭気の漏洩を防止する。ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、炉内のごみの燃焼とともに分解処理する。</p>	<p>施設からの悪臭の漏洩</p> <p>施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口へのエアカーテンの設置、ごみピットへの投入扉の設置、ピットから発生する臭気の燃焼、分解処理などの環境保全措置の実施することから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないものと考ええる。</p>